

お寄せいただいた意見（概要）	市の考え方（対応）
<p>第3条「市民」の定義の幅が広すぎる。住民投票は市内に在住し、日本国籍を持つ者としなければ、外国人地方参政権付与法案がまかり通ることになる。これは憲法違反であり問題がある。</p> <p>第8条では、20歳未満の未成年にも政治参加が規定してあり、今後の問題になりそうである。</p> <p>また、この条例が何のために必要なのかわからないため条例は不要である。</p>	<p>自治に関するさまざまな活動には、地方自治法上の住民の他に市内の企業や学校、そこに通勤、通学する人たち、また、市民活動団体、そこで活動する人たちの協力も不可欠と考え、住民に限らず幅広く市民を定義しました。</p> <p>青少年および子どもの権利は、20歳以上の大人を主体として動いているまちづくりのなかにあつて、あえて、青少年および子どもたちがまちづくりに参加できるよう配慮するとともに、彼らの人権が保障される必要があることから条文化しました。将来を担う青少年等の年齢に応じたまちづくりへの参加促進につなげようとするものです。</p> <p>これまで、まちづくりの仕組みやルールの基本事項について、その全体像を定める条例がありませんでした。市民、議会、行政が共通の認識を持ってまちづくりに取り組むため、条例制定は必要であると考えます。</p>
<p>人権の尊重が規定されているが、「人権」は法務省の見解でも明確に定義されていない。人権という美名のもとに人の人権、言論、表現の自由が侵害される事態になるのではないか。</p> <p>子どもにも市政参加を認めるなら、赤ちゃんからお年寄りまですべての市民が市政に参画する権利を与えるというのがわかりやすいのではないか。20歳未満と限定する必然性があるのか理解できない。</p> <p>国籍条項がないため、在日外国人に地方参政権を付与することほかならないという問題点がある。</p>	<p>「市民が主役のまちづくり」の実現のため、条例の基本理念を、人権尊重、市政情報の共有、市政への市民参画、そして、それらを通しての「協働のまちづくり」と定義しています。特に人権尊重を挙げたのは、協働のまちづくりにあたっては、参加者相互の人権が尊重されるべきことが前提であることに配慮したことによるものです。</p> <p>青少年および子どもの権利は、20歳以上の大人を主体として動いているまちづくりのなかにあつて、あえて、青少年および子どもたちがまちづくりに参加できるよう配慮するとともに、彼らの人権が保障される必要があることから条文化しました。将来を担う青少年の年齢に応じたまちづくりへの参加促進につなげようとするものです。</p> <p>自治基本条例は、市民自治の基本理念を明らかにし、市政運営の基本的事項を定めることにより市民が主役のまちづくりの実現を図ることを目的としており、自治体の運営に関して、その理念、原則、制度を定めるものであるため、市民の定義を広義に考えています。</p>